

委託業務仕様書

1 委託業務名：令和7年度沖縄県海岸漂着物モニタリング調査等業務

2 目的

県では、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年7月15日法律第82号)(以下、「海岸漂着物処理推進法」という。)第14条に定める「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」(以下「地域計画」という。)を策定するとともに、行政機関や地域関係者等を委員とする「沖縄県海岸漂着物対策推進協議会」(以下「県協議会」という。)を設置し、関係者間の情報共有、連携等を図りながら、海岸漂着物の回収処理、実態調査、発生抑制対策等を実施してきた。

県内海岸には、毎年海岸漂着物が漂着する現況にあり、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、今後も継続して海岸漂着物対策を実施していく必要がある。

本業務では、県内の海岸における海岸漂着物の漂着状況を確認するための漂着量、組成、マイクロプラスチック調査及び分析等を実施する。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年2月25日まで

4 業務内容

(1) 海岸漂着ごみ量・組成調査

沖縄県海岸漂着物対策地域計画に基づく、重点対策区域の中の代表的な海岸における漂着状況の詳細調査を実施し、調査対象地域(伊平屋島・伊是名島、石垣島・西表島)における漂着ごみの漂着量及び組成を把握することを目的とする。

ア 調査方法

沖縄県海岸漂着物組成調査要領(別添1)に基づき、調査地点毎の組成別漂着量調査を実施する。

調査地点数は、伊平屋島・伊是名島4地点、石垣島・西表島4地点の計8地点とする(別添3及び別添4で示す場所とする)。

イ 調査時期

本調査の基本的な考え方は、調査対象地点における既漂着ごみを一旦回収する”リセット回収”を実施した後、概ね60日(2ヶ月)が経過した最初の月を開始月として、概ね2ヶ月ごとに調査を行い、前回調査時からの間に増加した漂着ごみの量を測定するというものである。

以上を踏まえ、令和7年度事業における調査時期は次のとおりとする。

- ・伊平屋島・伊是名島：6月頃(契約後可能な限り早い時点)、9月、11月
※令和6年度モニタリング調査において11月及び1月の調査を実施済みであり、同調査との継続性の観点から上記のとおりとする。
- ・石垣島・西表島：11月(リセット回収)、1月

ウ 調査結果の整理(漂着量の推計等)

沖縄県海岸漂着物組成調査要領(別添1)の漂着物分類表に基づき分類・集計し

た結果及び「平成 30 年度沖縄県全踏調査報告書_資料編」で示された各海岸の海岸長・向きに関するデータ等を用い、各調査地点が属する地域全域における一定期間あたり（各地域に応じて下記のとおり）の組成別漂着量（重量別・容積別）を推計・整理する。

なお、同推計値の算出に係る手法については、受託事業者のノウハウによるものとするが、次年度以降の調査の継続性を確保するため、可能な限り単純化するとともに、委託者が検証可能な手法を用いること。また、同推計値算出手法を下記「5 成果物」に定める業務報告書において記載・説明すること。

【各調査地域における「一定期間」の設定】

- ・伊平屋島・伊是名島：365 日あたり（令和 6 年 11 月～令和 7 年 11 月）
- ・石垣島・西表島：60 日あたり（令和 7 年 11 月～令和 8 年 1 月）

また、沖縄県海岸漂着物組成調査要領の「3. 発生国の推定可能な海岸漂着物の分類・計測」に従い実施した調査については、各調査地点における上記の一定期間における発生国別漂着数として集計・整理する。

エ 環境省ガイドラインに基づく調査の実施

上記の沖縄県海岸漂着物組成調査要領に基づく調査において、伊平屋島・伊是名島地域の調査地点及び、石垣島・西表島地域の調査地点からそれぞれ 1 カ所を選定し、各調査地点で環境省作成の「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」（別添 2）に基づく、詳細調査を 1 回併せて実施すること。

オ 沖縄県全域における漂着量の推計

過去 5 カ年（令和 2 年度から令和 6 年度まで）の沖縄県海岸漂着物モニタリング調査等業務報告を活用し、さらに上記ウによる推計も加味した上で、令和 7 年度におけるこれまでの各調査地点が属する地域全域における 365 日あたりの組成別漂着量（重量別・容積別）及び発生国別漂着数を推計・整理する。

なお、県内 5 地域（北部地域・中部地域・南部地域・宮古島地域・八重山地域）での比較が可能な表記とすること。

（2）マイクロプラスチック調査及び分析

ア 調査方法

調査方法は、令和元年度沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業で実施されたマイクロプラスチック調査の方法に準じたものとする。（別添 5）

イ 調査地点及び調査時期

調査地点及び調査時期は、上記「（1）海岸漂着ごみ量・組成調査」と同一とする。

ウ 調査結果の整理

調査結果により、マイクロプラスチックの漂着状況の増減及び海岸漂着物の量との関係や、漂着しやすい場所・地域等について整理する。

（3） 報告書作成

上記（1）（2）の結果について取りまとめる。

5 成果物

（1）提出物 委託業務完了報告書、精算報告書、業務報告書、上記 4（1）エに規

定する詳細調査に係るデータシート、委託業務の実施により回収した又は生じた廃棄物が適正に処理されたことを証する書類（マニフェストの写し等）

※業務報告書には、漂着量推計値の算出に用いた計算過程を明らかにする資料を添付すること。

（２）提出部数 １部

（３）提出物の電子データを収納した電子媒体（CD-R） １式

（４）提出期限 令和８年２月２５日

（５）提出場所 沖縄県環境部環境整備課

６ 業務実施計画書の提出

委託契約後 14 日以内に業務実施計画書を沖縄県環境部環境整備課に提出すること。

また、計画を変更する場合も同様とする。

７ 額の確定等

受託者は、業務を完了したときは委託業務完了報告書、精算報告書を作成し、沖縄県環境整備課の検査及び確認を受けなければならない。

沖縄県環境整備課が実施した検査の結果が契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額（以下、「精算額」という。）を確定するものとする。

精算額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約金額のいずれか低い額とする。

８ 著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。

（２）成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

（３）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

９ 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、沖縄県環境部環境整備課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

10 一般管理費の取り扱い

当該業務に係る一般管理費については、以下の計算方法により算出された金額の範囲内とする。

$（直接人件費 + 直接経費 - 再委託費等） \times 一般管理費率（10/100 以内）$

※直接経費については、旅費、使用料等の単価に既に消費税が含まれている場合は、税抜き額で算出する。

※再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者（共同企業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しない。

11 事業実施に係るその他事項

（１）安全管理

回収作業員を雇用して海岸等の調査を実施する場合は、安全管理を徹底するため、沖縄県が平成 22 年度に作成した「海岸清掃マニュアル（回収事業編）」の記載内容に沿った安全管理を実施すること。

また、危険物については「海岸漂着危険物対応ガイドライン（農林水産省、国土交通省）」、医療系廃棄物については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）」に基づいて取り扱うこと。

（２）サンプルの管理

調査により回収したサンプルについては、適切に管理すること。また、一時保管する場合は、沖縄県や保管場所の所在する市町村の指導に従うものとする。

（３）廃棄物の処理

委託業務の実施により回収した又は生じた廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に則り適正に処理すること。その際には、沖縄県や廃棄物が発生した海岸等の所在する市町村の指導又は当該市町村の廃棄物処理計画に従うものとする。

（４）環境への配慮

調査対象区域内に生息する植物類をむやみに引き抜いたり、植生内にむやみに立ち入ったりしないよう配慮すること。

特に環境保全上の価値が高い動植物等が確認された場合には、その取扱に留意すること。

また、調査実施範囲に、国立公園や国定公園等の規制区域を含む場合は、調査実施際には関係法令を遵守すること。

（５）契約の主たる部分

- 契約金額の 50%を超える業務
- 海岸漂着ごみ量・組成調査

（６）再委託により履行することのできる業務の範囲

- 海岸漂着物の補助的な回収や処分にかかる業務

（７）契約の軽微な部分

- 上記（５）に該当しない資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力

（８）旅費支給規定について

旅費の支給に当たっては、沖縄県職員の旅費に関する条例及び関係規定に基づき支

給することとする。

(9) その他

委託業務の実施にあたっては、沖縄県環境部環境整備課の指示に従うこと。

仕様書に疑義が生じたときやより難い事由が生じたとき、あるいは仕様書に記載のない細部事項については、沖縄県環境部環境整備課と速やかに協議し、その指示に従うこと。